

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和6年7月5日

岡山市長 大 森 雅 夫

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 岡山久米商業施設  
所在地 岡山市北区久米字河本 310 番 1 ほか

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 ミサワホーム株式会社  
住所 東京都新宿区西新宿二丁目 4 番 1 号  
代表者の氏名 代表取締役 作尾 徹也

(3) 変更事項

①大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) 名 称 ミスターマックス岡山西店  
所在地 岡山市北区久米字河本 310 番 1 ほか

(変更後) 名 称 岡山久米商業施設  
所在地 岡山市北区久米字河本 310 番 1 ほか

②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者		住所
氏名又は名称	代表者（法人の場合）	
株式会社ミスターマックス	代表取締役 平野 能章	福岡県福岡市東区松田一丁目5 番7 号
株式会社ヒマラヤ	代表取締役 小森 裕作	岐阜県岐阜市江添一丁目 1 番 1 号

(変更後)

小売業者		住所
氏名又は名称	代表者(法人の場合)	
株式会社ミスターマックス	代表取締役 平野 能章	福岡県福岡市東区松田一丁目5番7号
株式会社ヒマラヤ	代表取締役 小田 学	岐阜県岐阜市江添一丁目1番1号

(4) 変更年月日

①令和6年6月1日

②令和5年11月29日

(5) 変更理由

①建物名称の統一

②代表者変更

2 届出年月日

令和6年6月24日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和6年7月5日から令和6年11月5日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市産業観光局商工部産業振興課